

「虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」

分担研究報告書

児童虐待の重症化・再発防止のための連携のあり方と介入技法

児童虐待防止における保育所の役割

分担研究者 下泉秀夫 栃木県身体障害医療福祉センター医務科長

研究要旨 児童虐待防止における保育所の役割を明らかにするために、栃木県、大阪府、大阪市、群馬県、和歌山県の全認可保育所を対象として、アンケート調査を行った。現在結果の得られている栃木県の保育所では、育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われた園児（被虐待児及び虐待ハイリスク児）は、全園児の3%であった。また、そのうちの37.5%を保育所は児童虐待と判断していた。全保育所の90%は、保育所で被虐待児の保育が可能と回答していたが、保育所では、被虐待児及び虐待ハイリスク児の家族への特別な対応は困難であった。保育所は、市役所・町村役場の保育所担当課や児童相談所等の関係機関へそれらの児の56%について相談していたが、保育所及び関係機関の援助によって親子関係を改善させることができたのは22%の園児に過ぎなかった。保育所が関係機関に望む支援は、園児の家庭への家庭訪問など保育所で行うことが困難な、園児の家庭への個別の対応であった。

A. 研究目的

児童虐待防止における保育所の役割を明らかにするために、以下の項目を明らかにすることを目的とした。

- 1 保育所に在籍している被虐待児及び虐待ハイリスク児の数を明らかにする。
- 2 虐待ハイリスク児に対して保育所で実行可能な園児、家族への援助内容について明らかにする。
- 3 虐待ハイリスク児を保育所で援助するために必要な地域での支援体制を明らかにする。

B. 研究対象及び方法

栃木県（332カ所）、群馬県（425カ所）、大阪府（736カ所）、和歌山県（173カ所）、大阪市（325カ所）の全認可保育所（計1991カ所）へ独自に作成したアンケート用紙を郵送し、回答を求めた。（アンケート用紙は分担研究者へ請求可能）

C. 研究結果

1 回収率

栃木県 226カ所（70.2%）、他の地域については現在、調査中である。

2 保育所の現状

（1）保育所で行っている子育て支援、児童虐待予防（複数回答）

全園児の家庭に子育てに対する指導を行って

いる（回答の得られた保育所の81.0%）、子育てに問題があると思われる園児の家庭へ個別に指導している（66.4%）、子育てに問題があると思われる家庭の園児に対して園での生活において配慮している（48.7%）、入園児以外の家庭へも個別の相談を受けている（46.9%）、入園児以外の家庭へも保育所を開放している（39.4%）、入園児以外の家庭へも「地域子育て支援事業」により個別に相談を受けている（15.5%）。

（2）保育所で被虐待児へ実行可能な援助

被虐待児への個別的な対応が可能（45.6%）、他児と同様な扱いならば対応可能（44.7%）、保育所では被虐待児の保育は困難（2.7%）。

（3）保育所で被虐待児を保育するに当たり関係機関に求めたい援助

関係機関による子どもの家庭への定期的な指導（58.0%）、関係機関との定期的な情報交換（17.3%）、関係機関からの定期的な保育所への巡回相談（15.9%）、児童虐待に関する研修会の開催（4.0%）。

（4）育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた園児

平成9年1年間：76園（回答の得られた保育所の33.6%）、177人（回答の得られた保育所の全園児の3.40%）、1園当たりの人数は1人が33園、2人が22園、3人が9園、4人が5園、5人が1園、6人・7人が2園、10人が1園だった。

平成10年1年間：89園（39.4%）、191人（3.70%）、1園当たりの人数は1人が39園、2人が27園、3人が10園、4人が7園、6人が4園、7人・9人が1園であった。

3 育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われた各園児について（詳しい回答が得られた園児について）

（1）児童虐待を受けている児童：51人（身体的虐待27人、保護の怠慢ないし拒否18人、心理的虐待6人、性的虐待0人）

（2）育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われた子ども：78人

（3）（1）及び（2）の園児の年齢

0歳10.3%、1歳20.6%、2歳21.3%、3歳23.5%、4歳12.5%、5歳9.6%、6歳2.2%。

（4）性別：男58.2%、女41.8%。

（5）各園児に対して園で行った支援と指導（複数回答）

80.3%の園児に対しては園内で職員が相談して支援を進め、35.8%の園児に対しては他の機関の協力を求めた。

（6）園児とその親（養育者）に対して園でできたこと（複数回答）（表1）

送迎の時間に、親（養育者）とよく話しをしたり、子どもと十分関わりを持つことが多くの園で可能であった。しかし、特別に時間をとり親の話しを聞いたり、専門機関へ相談に行くことを勧めるなどの指導ができた例は少なかった。

（7）園で行った関係機関への連絡について

56.4%の園児に対して関係機関へ連絡を行っていた。連絡先は26.9%の園児については市役所・町村役場の保育所担当課へ、17.9%は児童相談所へ、15.7%は市町村保健センターの保健婦へ、11.2%は福祉事務所へ、3.0%は保健所保健婦へ、1.5%は園医へ、0.8%は子どもの通院している病院・警察へ連絡していた。

（8）関係機関の行った保育所への援助内容、保育所が関係機関に望む子どもへの援助（複数回答）（表2）

45.5%の園児に対しては関係機関が保育所へ援助を行っていたが、援助内容は「園に子どもの様子を見に来る」、「子どもの家庭へ家庭訪問」の順が多かった。一方、保育所が関係機関へ望む援助内容は、35%の園児に対して「子どもの家庭への訪問」を希望していた。

（9）経過と結果について

25.7%の園児は親子関係に変化がなかった、22.8%は親子関係が改善した、2.2%の園児は親子関係が悪化していた。親子関係が改善した内容は、「親から園に援助やアドバイスを求めるようになった」、「子どもの問題行動が減った」が多く

上げられていた（表3）。

D. 考察及び結論

1 栃木県の保育所では、育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われた園児は、全園児の3%であった。保育所ではそのうちの37.5%は児童虐待と判断していた。

2 全保育所の90%は、保育所での被虐待児の保育が可能と回答していたが、園で可能な援助内容は、送迎の際に親とよく話をする、送迎の際に子どもと親の様子をよく観察する、園で子どもに十分関わることであり、個別に時間をとって親の話を聞いたり、専門機関への相談に行くことを勧めたりなど、親に対して更に踏み込んだ指導は困難であった。保育所及び関係機関の援助によって親子関係が改善させることができたのは22%の園児に過ぎなかった。

3 保育所が連絡をとった関係機関は市町村役場の保育所担当課、児童相談所など福祉機関及び地元の身近な機関であり、保健所をはじめとした他の機関とは連絡をとることが少なかった。

保育所が関係機関へ望む援助は、園児の家庭への訪問など、保育所では行うことが難しい、園児の家庭への個別的な対応であった。

現在、群馬県（425カ所）、大阪府（736カ所）、和歌山県（173カ所）、大阪市（325カ所）の全認可保育所を対象とした同様の調査を進行中である。

表1 その子どもや親（養育者）だけに特別な配慮が必要な場合がありますが、園でできたことは何ですか。（複数回答可）

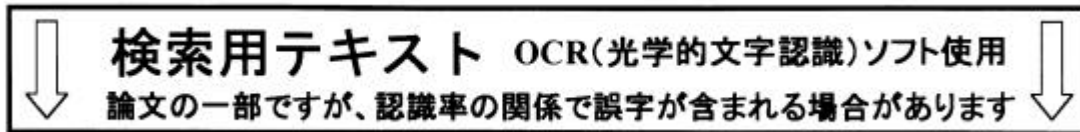
子どもと親（養育者）に対して保育所で実施できたこと	子どもの人数（％）
送迎の際にその子どもの親（養育者）とよく話しをするようにした	9 6 (70.1)
送迎などの際に子どもと親（養育者）の様子をよく観察した	9 4 (68.7)
園で子どもを十分可愛がったり、抱いたりして子どもと関わった	8 3 (60.5)
子どもの体の傷や子どもの様子を観察した	4 7 (34.3)
特別に時間をとってその子どもの親（養育者）の話を聞いた	3 3 (24.1)
親（養育者）へ専門の相談機関などへ相談に行くことを勧めた	2 5 (18.2)
連絡帳を作り家庭とよく連絡をとるようにした	2 3 (16.8)
他児に不公平になるが、その子どもの栄養不足なので特別に食事、牛乳などを与えた	1 3 (9.5)

表2 関係機関の行った援助、関係機関へ望む援助内容（複数回答可）

援助内容	実際に行った援助（％）	望む援助内容（％）
子どもの家庭への訪問	26.9	35.3
園に子どもの様子を見に来る	30.4	19.9
園が行う子ども・親（養育者）への指導の相談相手	19.4	18.4
園と一緒に親（養育者）への面接を行う	9.7	12.5
子どもに関する事例検討会の開催	2.2	11.0
他の関係機関への連絡	13.4	5.1

表3 親子関係が改善した内容（複数回答可）

改善した内容	子どもの人数（％）
親（養育者）の方から園に援助やアドバイスを求めるようになった	2 7 (87.1)
子どもの問題行動が減った	2 4 (77.4)
子どもが体に傷を作ってこなくなった	1 7 (54.8)
子どもの基本的な生活や健康が守れるようになった	1 7 (54.8)
親（養育者）が自分の感情や衝動を抑えられるようになった	1 3 (41.9)
子どもが親（養育者）を恐れなくなった	1 2 (38.7)
公的機関の援助に協力的になった	6 (19.4)
子どもの発達要求に応じた対応ができるようになった	6 (19.4)
親（養育者）が子どもについて肯定的な言葉で話すようになった	6 (19.4)
子どもの成長・発達が改善した	6 (19.4)
体罰以外の躰の技術を用いることができるようになった	4 (12.9)
面接の約束が守られている	1 (3.2)



研究要旨 児童虐待防止における保育所の役割を明らかにするために、栃木県、大阪府、大阪市、群馬県、和歌山県の全認可保育所を対象として、アンケート調査を行った。現在結果の得られている栃木県の保育所では、育児や親子関係に問題があり家庭への援助・指導が必要と思われた園児(被虐待児及び虐待ハイリスク児)は、全園児の3%であった。また、そのうちの37.5%を保育所は児童虐待と判断していた。全保育所の90%は、保育所で被虐待児の保育が可能と回答していたが、保育所では、被虐待児及び虐待ハイリスク児の家族への特別な対応は困難であった。保育所は、市役所・町村役場の保育所担当課や児童相談所等の関係機関へそれらの児の56%について相談していたが、保育所及び関係機関の援助によって親子関係を改善させることができたのは22%の園児に過ぎなかった。保育所が関係機関に望む支援は、園児の家庭への家庭訪問など保育所で行うことが困難な、園児の家庭への個別の対応であった。